

転勤による試験地変更の手続について (申込内容変更締切後の申請)

令和5年度春期試験

独立行政法人情報処理推進機構
IT人材育成センター 国家資格・試験部

申込内容変更締切日（2月9日（木））以後の転勤による転居のため、申し込んだ試験地での受験が困難な場合に限り、試験地変更を申請できます。申請内容を審査の上、変更の可否を通知します。

なお、この試験地変更は、変更できる座席に限りがありますので、満席になった場合など、申請されても許可されない場合があります。また、申請書類等に不備があった場合は受け付けません。この説明資料をよく読んでから申請を行ってください。

1. 対象者

申込内容変更締切日（2月9日（木））以後の転勤による転居のため、申し込んだ試験地での受験が困難な方であり、勤務先から転勤証明書を取得できる方を対象とします。

なお、親、配偶者の転勤によって転居された方も対象となります。

※出張、就職、進学など、転勤以外の理由による試験地変更は一切できません。

2. 試験地変更受付期間

3月23日（木）10時～3月28日（火）17時

3. 対象試験地（変更先試験地）

札幌、帯広、旭川、函館、北見、青森、盛岡、仙台、秋田、山形、郡山、水戸、つくば、宇都宮、前橋、新潟、長岡、埼玉、千葉、東京、神奈川、長野、甲府、静岡、浜松、豊橋、名古屋、岐阜、四日市、富山、金沢、福井、滋賀、京都、大阪、奈良、神戸、和歌山、鳥取、松江、岡山、広島、山口、徳島、高松、松山、高知、北九州、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇

※試験地に関する注意事項が案内書7ページに記載されています。申請前に確認ください。

ただし、次の(1)～(3)の試験地変更はできません。

(1) 北海道（札幌、帯広、旭川、函館、北見）を除き、同一県内試験地への変更

同一県内試験地	(水戸、つくば)、(新潟、長岡)、 (静岡、浜松)、(豊橋、名古屋)、 (北九州、福岡)
---------	--

(2) 首都圏3試験地から東京試験地、東京試験地から首都圏3試験地への変更

首都圏3試験地	埼玉、千葉、神奈川
---------	-----------

(3) 近畿圏4試験地から大阪試験地、大阪試験地から近畿圏4試験地への変更

近畿圏4試験地	滋賀、京都、奈良、神戸
---------	-------------

※変更できる座席が満席になった場合など、申請されても許可されない場合があります。

4. 申請方法

試験地変更を申請する場合は、次の(1)～(3)の書類等（以下、申請書類等という。）を用意し、申請書類等の画像データをマイページからアップロードしてください。

＜申請書類等＞

(1) **試験地変更申請書**

試験地変更申請書は、試験地変更受付開始後（3月23日（木）10時以後）マイページからダウンロードし、記入してください。

※試験地変更申請書には整理番号が付番されていますので、必ず本人のマイページからダウンロードしたものを使用してください。

(2) **転勤証明書等**

転勤証明書は当機構の Web サイト又はマイページ（後日公開）からダウンロードし、記入してください。

a)受験者本人が転勤する場合

転勤証明書（ダウンロードした様式を使用）

b)親又は配偶者が転勤する場合

親又は配偶者の転勤証明書（ダウンロードした様式を使用）

住民票（本人及び親又は配偶者の氏名が記載されているものであり、申請日前3か月以内に発行されたもの）

※ 転勤証明書は、ダウンロードした様式を使用し、必ず役職の上位者又は人事関連部署から発行を受けてください。

転勤証明書の記入例を参照し、記入漏れが無いようにご注意ください。

(3) **本人確認書類**（次の①～⑧の中から一つ）

①運転免許証、②パスポート、③健康保険証（生年月日あり）

④住民基本台帳カード（生年月日あり）、

⑤マイナンバー個人番号カード（通知カードは不可。マイナンバー（個人番号）が記載されていない表面のみとしてください。）、⑥在留カード

⑦特別永住者証明書、⑧住民票（申請日前3か月以内に発行されたもの）

※ 氏名及び生年月日の記載された部分を必ず画像データに含めること。

①～⑦は、有効期間内のものであること。

親又は配偶者が転勤する場合は、(2) b の住民票の画像データがあるので本人確認書類の画像データは不要です。

①～⑧に記載の住所は、転居前、転居後のどちらでも構いません。

(1)～(3)の申請書類等の画像データをマイページからアップロードしてください。
画像データのファイル形式は、PDF、JPEG 又は PNG を使用してください。

※返信用の封筒、切手等を送付される必要はありません。

5. 結果通知

審査結果は、特定記録郵便を使用し、4月3日（月）（予定）に送付します。試験地変更が許可された方へ試験地変更許可書を送付し、不許可となった方へ不許可通知を送付します。

なお、不許可となった場合は、受験申込時に選択された試験地での受験となります。

6. 試験地変更先での受験

変更後の試験地が印字された「受験票」は発行しませんので、試験地変更が認められた方は、変更前の試験地が印字された「受験票」(3月28日(火)送付予定^注)と「試験地変更許可書」の両方をもって指定された試験会場へ行ってください。

両方を持参しなかった場合、受験できません。

なお、受験票は受験申込時に登録された受験票送付先住所へ発送しますので、必要に応じて転居届を郵便局へ提出してください。

^注 SG、FE の受験票はマイページからダウンロードしてください。

※ 受験票が未着の場合、受験票再発行期間(4月6日(木)～4月11日(火))に、変更前の試験地の問合せ先に電話で照会してください。

7. 注意事項

- (1) 申請書類等は必ずマイページからアップロードしてください。郵送、持参されても受け付けません。
- (2) 申請後、申請内容及び申請書類等を変更することはできません。
- (3) 変更できる席数には限りがあります。
- (4) 席数に関するお問い合わせには、回答できません。
- (5) 次の①～⑤に該当する場合、申請を受け付けません。
 - ① 申請書類等がすべてアップロードされなかった場合又は内容に不備があった場合
 - ② 変更先試験地の座席が満席になった場合
 - ③ 上記「3. 対象試験地(変更先試験地)の(1)～(3)」に記載の変更できない試験地を選択された場合
 - ④ 転勤証明書の様式を使用していない場合
 - ⑤ 転勤証明書の転勤先名称が未記入の場合、転勤先所在地が未記入又は不明確(所番地が未記入等)な場合
- (6) 申請書類等は返却しません。
- (7) 審査結果を受け取ることのできる郵送先住所をマイページから入力してください。
- (8) いかなる場合も試験地変更許可書の再発行、再発送は行いません。また、試験地変更許可書の送付時期を指定することはできません。
- (9) 試験当日、受験票、試験地変更許可書の両方を持参しなかった場合、受験できません。
- (10) 転勤証明書の内容について問い合わせを行う場合がありますので、様式に沿って、発行担当者を記入してください。